

申告予定金額のお知らせ

【あて名面】

料金後納郵便

親展

重要

生命保険料控除申告予定金額のお知らせ

生命保険料控除に関する詳細は、当社ホームページをご覧ください。

オリックス生命 生命保険料控除に関するご案内

https://www.orixlife.co.jp/customer/subtraction/

オリックス生命保険株式会社

矢印の部分を①②の順に開いてご覧ください。

①

②

【内容面】

令和8年分 生命保険料控除申告予定金額のお知らせ

(一般・介護医療用)

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
生命保険料控除申告予定金額をご案内しますので、年末調整や確定申告の申告書記入時にご使用ください。

契約者		
被保険者		
受取人		
証券番号	保険種類	保険期間
契約日(更新日)	払込方法	契約状況

適用制度 旧制度			
区分	年間保険料(イ)	配当金(ロ)	申告予定金額(イ)-(ロ)
一般	円	円	円
適用制度 新制度			
区分	年間保険料(ハ)	配当金(ニ)	申告予定金額(ハ)-(ニ)
一般	円	円	円
介護医療	円	円	円

作成日

オリックス生命保険株式会社

この書類は「生命保険料控除証明書」ではありません

「申告予定金額のお知らせ」の見方

このお知らせは、年末調整時に「生命保険料控除証明書」の提出が間に合わない場合の「仮申告」手続きのための書類です。
裏面の「仮申告」に関するご案内と、以下内容を併せて確認のうえ、お手続きください。

契約の基本情報です。
「受取人」欄の受取人名の後に「※」の表示がある場合は受取人が複数のご契約です。保険証券または、ウェブサービスの「契約内容の確認」にてご確認ください。

当年中に保険料をお払込みいただく場合の年間払込保険料を「申告予定金額」欄に表示しています。
赤枠内の金額を申告書にご記入ください。
※該当する金額がない項目は「*****」と表示しています。

【お知らせ】
生命保険料控除「仮申告」上の留意点、生命保険料控除制度の概要を裏面に記載していますのでご確認ください。生命保険料控除証明書は、当年分の保険料払込み確認後に発行いたします。

■お手元に届いた証明書の内容をまとめて入力するだけで、控除合計額を計算できるツールをご用意しています。

裏面も必ずお読みください。

【表面】

料収-29059-09

【産出人・運付先】 〒190-0012 東京都立川市藤町2-22-20 立川センタービル
オリックス生命保険株式会社 契約サービス部

おすすめ マイナポータル連携のご案内

保険料控除の申告には、紙の保管が不要で、年末調整や確定申告がラクになる「マイナポータル連携」がおすすめです！当社で当年分のお払込みを確認後、電子ファイルを発行いたします。二次元コードまたはURLからぜひご登録ください。
※マイナポータル連携後は、紙の控除証明書は発行されません。

オリックス生命 マイナポータル連携

https://www.orixlife.co.jp/customer/subtraction/digitization/

パソコン・スマートフォンで各種お手続きができます！

当社は、パソコン・スマートフォンで控除証明書の電子ファイルによる発行、ご契約内容の確認、契約者住所の変更、引落口座・クレジットカードの登録・変更、保険金・給付金の請求などが書類提出不要でお手続き可能です。
※ご利用には契約者ご本人の携帯電話番号のご登録が必要です(保険金・給付金の請求を除く)。

オリックス生命 ウェブサービス

https://www.orixlife.co.jp/customer/wp/

音声読み上げコード

左のコードは記載した文面をどなたにでも読んでいただくための音声コードUni-Voiceです。日本語の読み上げに対応しております。

①

②

生命保険料控除「仮申告」に関するご案内

給与所得者の年末調整時に「生命保険料控除証明書」を申告書に添付できない場合は、翌年1月31日までに証明書を提出することを条件に生命保険料控除を受けることができます。
所得税法基本通達(196-1)の規定であり、「仮申告」と呼ばれます。
このお知らせは、「仮申告」手続きが必要な場合にご使用いただく書類として作成しています。以下を確認のうえお手続きください。

1. 年払のご契約

表面に記載している「申告予定金額」を申告書に記入のうえ、このお知らせを添付して提出ください。

2. 半年払のご契約

表面に記載している「申告予定金額」を申告書に記入のうえ、別途お送りしている「生命保険料控除証明書」(前期分の証明額を記載)と、このお知らせを添付して提出ください。

3. 「生命保険料控除証明書」の提出

年払、半年払のご契約とともに、当年分(半年払は後期分)保険料の払込み確認後にお送りする「生命保険料控除証明書」を勤務先の担当部署へ提出ください。

《注意事項》

●「仮申告」ができない場合がありますので、必ず事前に勤務先の担当部署へ確認ください。

●翌年1月31日までに「生命保険料控除証明書」を提出しない場合、その生命保険料の控除申告がなかったものとして、再度年末調整が行われ不足額が追加徴収されます。

●このお知らせは「生命保険料控除証明書」として使用できません。

生命保険料控除制度について

平成24年1月1日以降に生命保険会社・損害保険会社と締結した保険契約より、介護医療保険料控除が創設され、「一般生命保険料控除」・「介護医療保険料控除」・「個人年金保険料控除」の3つの控除枠による制度に変更されました。
そのため、平成23年12月31日までに締結した保険契約と平成24年1月1日以降に締結した保険契約では、生命保険料控除の適用が異なりますのでご注意ください。

1. 新制度・旧制度の適用判定

本契約に適用される制度は、表面の適用制度をご確認ください。

適用制度の表示	内 容
新 制 度	新制度の生命保険料控除にて申告してください。
旧 制 度	旧制度の生命保険料控除にて申告してください。

2. 控除区分と留意事項

控 除 区 分	内 容
一般生命保険料	生存又は死亡に起因して一定額の保険金、その他給付金を支払うことを約する部分に係る保険料
介護医療保険料	入院、通院等にもなう給付金に係る保険料
個人年金保険料	個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険等に係る保険料

(注) 身体の傷害のみに起因して保険金が支払われる特約保険料等の扱い
上記の控除部分に含まれず、生命保険料控除の新制度の対象外となります。そのため、実際の支払保険料と生命保険料控除証明書に記載されている金額が異なる場合があります。

ご契約者さま向けお問合せ窓口一覧

※耳や言葉の不自由なお客さま
専用窓口もご用意しています。

https://www.orixlife.co.jp/contact/contact_customer.html